

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」の取扱いについて

平素は格別のご支援ご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象が全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症」に関する特別取扱（以下「みなし入院」）について、9月26日以降のお支払いの対象を以下のとおり見直します。

1. 「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象（2022年9月26日以降）

以下の「重症化リスクの高い方」が、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設に入所もしくは自宅等にて医師の管理下において療養している場合

【重症化リスクの高い方】
① 65歳以上の方
② 入院を要する方
③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
④ 妊娠されている方

なお、上記に関わらず病院に入院をした場合は、入院給付金のお支払い対象となります。

2. 実施時期

2022年9月26日より実施いたします。なお、9月25日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方のお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまで通りの対応を継続いたします。

3. 入院給付金のご請求の対応について

今後実施時期までの間に詳細を整理の上、ホームページにてご案内いたします。

あいきょうさいホームページ URL : <https://www.i-kyosai.or.jp/>

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		陽性判明日（診断日）	
		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合		○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊・自宅療養された場合 (みなし入院)	【重症化リスクの高い方】	○ お支払い対象	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

【今般の見直しの背景等】

医療保険センチュリー、医療扶助保険における「入院」とは、「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下で治療に専念すること」と定義されております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。宿泊・自宅療養は「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客様保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う「みなし入院」の特別取扱を、社会情勢を踏まえた時限的な措置として実施してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より公表されました。この公表を受けて、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下で治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象を見直すことにしました。

なお、今後も法改正等やその他社会情勢に鑑み、取扱いを変更する場合があります。その際は改めてご案内いたしますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上